

未来を切り拓く六次産業創出総合対策事業の六次産業化プランナーに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年四月十日

青木一彦

参議院議長 平田健二殿



未来を切り拓く六次産業創出総合対策事業の六次産業化プランナーに関する質問主意書

農林水産省は、六次産業化と関連して六次産業化プランナー制度を事業として推進し、六次産業化プランナーの選定を行っている。同事業について、以下質問する。

- 一 六次産業化プランナー制度の目的及び同制度で想定している取組について、具体的に示されたい。
- 二 六次産業化プランナーの選定基準及び選定手順について、具体的に示されたい。
- 三 これまでの六次産業化プランナーの都道府県ごとの全体の人数、年齢区分別人数並びにそれぞれの前職及び専門職の内容について、具体的に示されたい。
- 四 六次産業化プランナーの現在の取組の内容及び今後の方針について、具体的に示されたい。併せて、六次産業化プランナー制度の推進の必要性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

